

税務キャッチ・アップ 法人税関係

早期経営改善計画策定支援のポイント

1はじめに

総務省によれば、全事業者数の99.7%が中小企業であり、全従業者の約7割が中小企業に就労している。中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）は、直近5年間で約40万者減少し、休廃業・解散件数は高水準で推移している。中小企業等の業績は、高水準にあり景況感も改善傾向にあるものの、売上高、生産性は伸び悩んでおり大企業との生産性格差は拡大傾向にある。

中小企業庁は中小企業等の現状を改善するため各種の支援措置を講じている。その中から資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を支援する取組みについて解説する。

2早期経営改善計画策定支援の概要

中小企業等が認定支援機関の支援を受けて資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画書を策定する場合において、認定支援機関への支払費用の3分の2の補助（上限20万円）を受けられる「早期経営改善計画策定支援」が5月29日からスタートした。

事業者が自らの経営課題を把握し、金融支援を必要とする前の段階で経営改善を進めていくことを目的としている。

3利用申請

中小企業等は、認定支援機関と連名で申請書を経営改善支援センターに提出し、メインバン

クから事前相談書を入手して同センターに提出する。借入のない中小企業等でも制度を活用できる。同センターにおいて、申請書の内容を確認し、費用負担することが適切と判断した場合には、認定支援機関に通知する。

4計画策定支援・提出

認定支援機関は、中小企業等と早期経営改善計画書を策定し、申請者はその計画をメインバンクに提出する。

5支払申請及び支払決定

中小企業等は、認定支援機関と連名で費用支払申請書を同センターに提出する。メインバンクからの計画書の受取確認の書面も添付する。その際、業務別請求明細・従事時間管理表・申請者からの支払いを示す領収書等も併せて提出する。同センターでは、早期改善計画書・支払申請書の内容を確認し、支払申請の結果・支払決定額・支払予定日を認定支援機関に通知し、費用の3分の2を上限として（補助上限額20万円）支出する。

6モニタリング

認定支援機関は、経営改善計画に基づき、中小企業等のモニタリングを実施し、同センターにモニタリング報告書を提出する。モニタリングについても支払申請・支払決定手続きはあるが、モニタリングにかかる補助上限額は、モニタリング費用の3分の2が上限（補助上限額5万円）である。

なお、計画策定費用とモニタリング費用併せて補助上限額が20万円なので計画策定費用で20万円の補助を受けるとモニタリング費用の補助を受けることが出来ない。

7三位一体

中小企業等・金融機関・認定支援機関が三位一体となって早期経営改善計画書を通じて当該企業の経営課題を共有し、対話（モニタリング）を行うことで「経営者のやる気と能力」と「金融機関の真摯な取り組み」を結び付け、信頼関係の土台を確固たるものにすることがねらいである。さらに、「経営者保証に関するガイドライン」の重要な利用資格の一つである「金融機関への誠実な対応」にも資することが期待される。

8おわりに

上記支援措置の活用に加えてサービス等生産性向上IT導入補助金を活用して中小企業等のAI化に向けたシステム導入を推進し、また、中小企業会計要領に準拠した信用力のある決算書を作成することで正しい経営判断と金融機関からの資金調達力の強化や取引先からの受注拡大を図り、中小企業等の経営の健全化、事業承継にも貢献することが、税理士としての大きな役割であり社会からも要請されていると理解している。

（右山研究グループ
税理士 根本 東樹）